

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第11回）第1分科会議事要旨
（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成17年11月15日（火）午前10時00分から午前11時25分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）金築誠志

（委員）上原敏夫，櫻井正史，塩谷國昭，長谷川真理子

（庶務）廣瀬東京高裁総務課長，中村東京高裁総務課課長補佐，
小熊東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 報告

第18回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議の概要について

5 議題

(1) 協議

ア 裁判官指名候補者に関する情報について

イ 弁護士任官候補者に関する情報について

(2) 弁護士会への結果の通知について

(3) 今後の予定等について

6 議事

(1) 協議

ア 裁判官指名候補者に関する情報について

(ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

弁護士会を經由した情報について

- ・ 庶務から，東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会及び横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付されたことが説明された。
- ・ 協議の結果，顕名かつ記述形式による情報については，例年同様，下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下，「指名諮問委員会」という。）に報告し，その判断に委ねることとされた。

評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

- ・ 庶務から，第二東京弁護士会から送付された情報の中に，段階評価による情報のみが記載されたものと，段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が記載されたものがあることが説明された。
- ・ 協議の結果，例年同様，段階評価による情報の部分は指名諮問委員会に報告せず，記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に報告することとされた。

当地域委員会が担当する裁判官指名候補者以外の者の情報について

- ・ 庶務から，他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者の情報が送付されたことが説明された。
- ・ 協議の結果，他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者の情報についても，当地域委員会が担当する情報と同様の基準で指名諮問委員会に報告することとされた。

無記名の情報について

- ・ 庶務から，第二東京弁護士会から送付された情報の一部について情報提供者の氏名の記載がないものがあったことが説明された。
- ・ 協議の結果，これらの無記名による情報は，情報提供者において顕名で提出することに不都合があるとの意思が明確であり，その的確性の検証が困難となることから，指名諮問委員会に報告しないこととさ

れた。

(イ) 事件当事者からの情報について

- ・ 庶務から、事件当事者が情報提供者となっている情報が、一つは東京弁護士会経由で、もう一つは直接当地域委員会に送付されたことが説明された。
- ・ 「一般の者から提供された情報の取扱いについて今後議論する必要があるのではないか。」「このような制度があることを知らない者に対する広報活動も必要ではないか。」などの意見が出されたが、協議の結果、今回法曹三者以外からの情報提供があったことにかんがみ、このような一般の者からも情報提供を求めるのかどうかといった、この制度全体の広報の在り方について検討してもらった必要があるのではないかとの意見を付した上で、このまま送付し、指名諮問委員会の判断に委ねることとされた。

(ウ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえて、指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果、全ての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

なお、裁判官指名候補者を含む合議体の判断に対する評価ではないかと思われる情報についても、個々の裁判官に関する情報を含んでいると見る余地もあることから、このまま送付し、指名諮問委員会の判断に委ねることとされた。

イ 弁護士任官候補者に関する情報について

協議の結果、「提供すべき情報はありません。」とした情報を除き、いずれも指名諮問委員会に報告することとされた。

(2) 弁護士会への結果の通知について

例年同様、段階評価による情報が提出されたことから、これらの情報を送付

してきた第二東京弁護士会に対し，段階評価による情報を指名諮問委員会に報告しない旨，別紙の書式により通知することとされた。

(3) 今後の予定等について

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については，速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は，平成18年10月期の弁護士任官候補者の任命及び平成18年下半期の再任・判事任命候補者の指名の適否に関する審議を行う予定であり，開催日時等については，追って庶務から連絡することとされた。

以 上

別紙

平成17年 月 日

弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官指名候補者に係る情報について（通知）

貴弁護士会所属の会員から当地域委員会に対して標記の情報が寄せられましたが、当地域委員会が依頼した形式とは異なる形式によるものでした。

そこで、検討した結果、当地域委員会としては、前回同様、記述形式による情報であり、かつ、当該情報の提供者の氏名及び所属が明らかな場合にはその部分に限って下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告し、それらの情報の採否については同委員会の判断に委ねることとし、その他の情報については同委員会に報告しないこととしましたので、お知らせします。

今後は、標記の情報が、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう御配慮ください。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第11回）第2分科会議事要旨
（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成17年11月16日（水）午前10時00分から午前11時00分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）池田修，池田忠正，清家 篤，松永榮治

（庶務）廣瀬東京高裁総務課長，中村東京高裁総務課課長補佐，
小熊東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 報告

第18回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議の概要について

5 議題

(1) 協議

裁判官指名候補者に関する情報について

(2) 弁護士会への結果の通知について

(3) 今後の予定等について

6 議事

(1) 協議

裁判官指名候補者に関する情報について

ア 地域委員会からの情報提供依頼前に到着した情報の取扱いについて

- ・ 庶務から，当地域委員会が情報提供の依頼書面を発出する前に，群馬弁護士会及び同会所属弁護士1名から，裁判官指名候補者に関する情報が送

付されたことが報告された。

- ・ 協議の結果，昨年同様，地域委員会で相当と判断した方法・形式による情報であれば，依頼書面発出前に到着した情報についても，発出後に到着した情報と同様に取り扱うこととされた。

イ 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

(ア) 弁護士会を経由した情報について

- ・ 庶務から，東京弁護士会，第二東京弁護士会，横浜弁護士会，埼玉弁護士会，群馬弁護士会及び近畿弁護士会連合会において取り次いだ情報が送付されたことが説明された。
- ・ 協議の結果，顕名かつ記述形式による情報については，例年同様，下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下，「指名諮問委員会」という。）に報告し，その判断に委ねることとされた。

(イ) 評価項目ごとに数値による段階評価又はアンケート形式による評価をした情報について

- ・ 庶務から，第二東京弁護士会及び横浜弁護士会から送付された情報の中に，段階評価による情報のみが記載されたものと，段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が記載されたものがあることが説明された。また，埼玉弁護士会から送付された情報の中に，アンケート形式による評価をした情報があることが説明された。
- ・ 協議の結果，段階評価による情報の部分及びアンケート形式による評価をした情報の部分は，指名諮問委員会に報告せず，記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に報告することとされた。

(ウ) 当地域委員会が担当する裁判官指名候補者以外の者の情報について

- ・ 庶務から，他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者の情報が送付されてきたことが説明された。
- ・ 協議の結果，他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者の情報につ

いても、当地域委員会が担当する情報と同様の基準で指名諮問委員会に報告することとされた。

ウ 候補者の氏名が異なる情報について

- ・ 庶務から、候補者（諮問番号3）の氏名を誤記したと思われる情報が送付されたことが説明された。
- ・ 協議の結果、単なる誤記と認め、指名諮問委員会に送付し、その判断に委ねることとされた。

エ 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

- ・ 以上の協議の結果を踏まえて、指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について個別に検討した。
- ・ このうち、前回の再任時以前の情報の取扱いをどうするかが問題となったが、協議の結果、評価期間を過去10年に限定して情報提供の周知依頼をしていない以上、送付する扱いとしてよいものとされ、結局、全ての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。
- ・ なお、検察官からの情報提供がなかったことについて、検察庁委員から、「検察官は異動が多く、候補者に関する情報に接する機会がなかなかないのが実情である。」との説明があった。また、これに関連して、情報提供の周知依頼を法務局に出していないが、これでは行政事件についても当事者双方からの情報が得られにくいので、将来の課題として検討すべきであるとの意見が出された。

(2) 弁護士会への結果の通知について

第二東京弁護士会及び横浜弁護士会から段階評価による情報が、埼玉弁護士会からアンケート形式による評価をした情報が、それぞれ提出されたことから、上記各弁護士会に対し、これらの情報を指名諮問委員会に報告しない旨、別紙の書式により通知することとされた。

(3) 今後の予定等について

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成18年10月期の弁護士任官候補者の任命及び平成18年下半期の再任・判事任命候補者の指名の適否に関する審議を行う予定であり、開催日時等については、追って庶務から連絡することとされた。

以 上

別紙

平成17年 月 日

弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 金 築 誠 志

裁判官指名候補者に係る情報について（通知）

貴弁護士会所属の会員から当地域委員会に対して標記の情報が寄せられましたが、当地域委員会が依頼した形式とは異なる形式によるものでした。

そこで、検討した結果、当地域委員会としては、前回同様、記述形式による情報であり、かつ、当該情報の提供者の氏名及び所属が明らかな場合にはその部分に限って下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告し、それらの情報の採否については同委員会の判断に委ねることとし、その他の情報については同委員会に報告しないこととしましたので、お知らせします。

今後は、標記の情報が、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう御配慮ください。